

第 3 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成31年3月18日(月)午後3時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 ^{たぐち よしのり}田口 慶則・7 ^{むくした たもつ}棕下 保・14 ^{みやもと まさはる}宮本 政春・15 ^{もりやま たかゆき}守山 孝之
16 ^{なかに ひでや}中谷 秀也・17 ^{にしもり よしのり}西森 偉統・18 ^{ゆうき しんぞう}結城 晋三・20 ^{もろと よしあき}諸戸 善昭
22 ^{なかの こ}中野 かつ子・23 ^{かたおか まさいく}片岡 眞郁

以上10名

欠席部会委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・若松主査

総合支所 久居：藤巻担当主幹 一志：坂口担当主幹 白山：境担当副主幹
美杉：東山担当副主幹

議事録署名者 18 ^{ゆうき しんぞう}結城 晋三・22 ^{なかの こ}中野 かつ子

事 項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
- 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)
- 報告第5号 時効取得による所有権の移転について
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権)
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(地役権)
- 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
- 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 第3回第2農地部会を開会させていただきます。
議事録署名者を指名させていただきます。18番の結城晋三委員、22番の中野たつ子委員、よろしくお願いします。
- まず会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から報告第5号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局 すみません。座って失礼いたします。報告案件を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の差し替えをお願いいたします。
差し替えを行う理由でございますが、新議案書の1ページ、報告第1号の番号2と4の案件を追加させていただきました。
なお、この追加に伴い、旧議案書の4ページ下の報告第1号の合計欄について、新議案書のとおり訂正させていただいたところでございます。
以上で、議案書の差し替えについての説明を終わります。よろしくお願いします。
- 事 務 局 続きまして、報告事項の説明をさせていただきます。議案書の1ページから4ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
- 番号1から31で、件数は31件、合計面積は61,406㎡で、その内訳は田が54,138㎡、畑が7,268㎡でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 5ページから7ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。
- 番号1から5で、件数は5件、合計面積は19,363㎡で、その内訳は田が15,242㎡、畑が4,121㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 8ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。
番号1 駐車場用地
でございます。
以上、件数は1件、合計面積は、畑で205㎡でございます。
- 9ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1 一般個人住宅用地
でございます。

以上、件数は1件、合計面積は田で193㎡でございます。

10ページをお願いします。

報告第5号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1、権利者 _____、申請地は畑で363㎡、取得年月日は平成10年12月1日でございます。

この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

以上、件数は1件、合計面積は、畑で363㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。事務局から報告がありましたとおりですので、よろしくをお願いします。

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。11ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、面積 4,660.55㎡、渡人 _____、面積 15,054㎡、申請地 戸木町西羽野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 532㎡ 外2筆、合計面積 1,388㎡。

これにつきましては、受人は、自宅から遠方にあり耕作不便なため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 久居、受人 _____、面積 2,488㎡、渡人 _____、面積 3,637㎡、申請地 戸木町中川原 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 847㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望をし、申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 久居、受人 _____、面積 15,070㎡、渡人 _____、面積 2,837㎡、申請地 木造町ミコノ垣内 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 981㎡ 外1筆、合計面積 1,972㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 大井、受人 _____、面積 12,632㎡、渡人 _____、面積 3,519.88㎡、申請地 一志町大仰山口 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 85㎡ 外2筆、合計面積 1,522.88㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 大井、受人 有限会社 _____ 代表取締役 _____、面積 595,497㎡、渡人 _____ 外2名、面積 386㎡、申請地 一志町大仰森 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 386㎡。

これにつきましては、受人は、兼業のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 八ツ山、受人 _____、面積 3,857㎡、渡人 _____、面積 3,154㎡、申請地 白山町山田野福岡前 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 3,154㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は6件、合計面積は9,269.88㎡、このうち田が5,512㎡、畑が3,024㎡、その他が733.88㎡でございます。

この案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。1番から3番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。去る8日の日に現地確認してまいりました。諸戸部会長と棕下委員と事務局と、あと地元推進委員とで見えてまいりました。場所は _____ のすぐ西です。2番が _____ の東、500mぐらいのところ、高速のすぐ際です。3番が木造の集会所の東100mぐらいのところ、これは地元推進委員で見えてまいりました。事務局の説明どおりでございます。何ら問題ないと思っておりますのでよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。4番、5番お願いします。

宮本委員 14番、宮本です。8日の日に会長、片岡委員、地元推進委員立会いのもとで確認しました。4番、何も問題ないと思っております。5番は _____ ですが、1つの田の中にあるというもので、すでに何年か前からずっと耕作をしているような土地でした。何ら問題ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。6番お願いします。

西森委員	17番、西森です。3月の8日、中谷・西森両委員と地元推進委員、白山総合支所の事務局というメンバーで現地確認をしてまいりました。場所は昔の_____、今は名前が変わっておりますが、その前に川があるんですけども、川を挟んだ100mほど前の場所です。現況としましては田んぼということできれいに整地されておりました。田んぼから田んぼということでお伺っておりますので、何ら問題はないように思っています。以上です。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見はありますか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することを決定したいと思います。
	続きまして、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	12ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。
	番号1、地区 久居、借人 _____、面積 2,488㎡、貸人 _____、面積 8,477㎡、申請地 戸木町中川原_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,229㎡ 外1筆、合計面積 1,819㎡。 これにつきましては、借人は、貸人に要望をし、申請地を借り受け、営農を拡大するものです。
	以上、件数は1件、合計面積は田で1,819㎡でございます。
	この案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
	以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。
田口委員	6番 田口です。先日8日の日に現地確認をしてまいりました。地元推進委員、そして椋下委員と諸戸部会長と私と事務局とで見てまいりました。場所は_____のすぐ北側のところです。事務局の説明のとおりで、何ら問題ないと思っておりますのでよろしく申し上げます。

議 長	はい、ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することを決定したいと思います。
	続きまして、案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>13ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（地役権）でございます。</p> <p>番号1、地区 八ツ山、借人 合同会社 _____ 代表社員 株式会社 _____ 職務執行者 _____、地役権を設定している面積 5, 247㎡、貸人 _____、面積 2, 062㎡、申請地 白山町古市星岡 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 152㎡ 外1筆、合計面積 2, 062㎡。</p> <p>これにつきましては、借人は、23年間の地役権を設定し、申請地の空中に太陽光発電事業のための送電線を設置しようとするものです。</p> <p>以上、件数は1件、合計面積は田で2, 062㎡でございます。</p> <p>この案件につきまして、農地法第3条第2項ただし書きの規定に該当することから、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。
西森委員	17番 西森です。8日の日に中谷・西森両委員、地元推進委員と事務局というメンバーで現地を確認してまいりました。場所は _____ の東側、以前太陽光をやると言ってもめた、あれの裏側というような場所になっています。団地のすぐ下というような格好です。現状は田んぼというか、雑種地に近いような荒れた土地でした。今、鉄塔工事のために田んぼに進入路が付いていて、あれっと思いましたが、入り口ができていたというようなことです。かなり大きな工事をされているようなところですが、地役権ということで下を触るわけではないということですが、かなり大きな鉄塔の下になると思いますが、短い期間23年間ということで、何ら問題はないような判断をさせていただきます。以上です。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方の意見をお聞きしたいと思えます。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思えます。

続きまして、議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページをお願いします。
議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 久居、申請者 _____、申請地 木造町北野_____
、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 76㎡。

これにつきましては、申請地を倉庫用地とするものですが、昭和63年頃から同じ目的で使用されており、所有者から始末書の提出がありますことから、これを追認するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 倭、申請者 _____、申請地 白山町中ノ村城山_____
、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 548㎡ 外1筆、合計面積 1,067㎡。

これにつきましては、申請地を植林用地とするものですが、昭和38年頃に檜を植樹しており、所有者から始末書の提出がありますことから、これを追認するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 下多気、申請者 _____、申請地 美杉町下多気漆_____
、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 717㎡。

これにつきましては、申請地を植林用地とするものですが、昭和50年頃に植樹しており、所有者から始末書の提出がありますことから、これを追認するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は畑で1,860㎡でございます。この案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がございましたが、地元委員のご意

見をお伺いします。1番お願いします。

田口委員

6番、田口です。先日8日の午後に確認してまいりました。諸戸部会長、棕下委員、事務局、地元推進委員で見てまいりました。場所は_____東200mぐらいのところですか。これも事務局の説明どおりでございますが、何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございます。2番、お願いします。

中谷委員

16番、中谷です。3月8日の日に西森・中谷両委員と白山総合支所職員、行政書士とで確認をいたしました。場所は農産物の販売所の_____のちょうど南側、裏に山林があるのですが、その反対側南側になります。申請者のおじいさんがもう管理が難しいということで、昭和38年ごろに植林をされて現在そのままになっておりました。見に行ったときは下草も刈ってありまして、手入れもされておりました。何ら問題はないかと思っておりますのでよろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございます。3番、お願いします。

結城委員

18番結城です。下多気3番について説明いたします。8日の日に地元推進委員と事務局とで現地確認をいたしました。場所は相当な植林がされております。60年ぐらいの木ばかりです。獣害が多いので耕作を維持していくのは大変、耕作は不可能です。ここの申請者の父親が無断で植林をしたということで、昭和50年ごろに植林をされた。始末書の現況写真も添付されておりますので、よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございます。地元委員の説明が終わりました。皆さん方の意見をお聞きしたいと思います。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。異議なしと認め、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

15ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 戸木町

南羽野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 42㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を進入用道路とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 戸木町八丁山_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 360㎡ 外1筆、合計面積 674㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、356.97㎡、パネルの設置率は、転用面積の53.0%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居明神町東横山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 218㎡ 外1筆、合計面積 552㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 久居、受人 _____ 合同会社 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 久居藤ヶ丘町字西硯石_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 512㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、この後の番号9で許可を受けようとする隣接地との一体的利用により686.4㎡、パネルの設置率は、車両の進入路を確保すること、法面をさけてパネルを設置することから、転用面積の39.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居小野辺町東山神_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 836㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、179.28㎡、パネルの設置率は、申請地が不整形地であり、保守点検時の駐車スペースを確保することから、転用面積の21.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 久居、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 久居野口町_____、台帳地目 畑、現況地目 道路、面積 77㎡ 外2筆、合計面積 375㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものですが、昭和44年頃から申請地の一部を同じ目的で使用されており、始末書の提出がありますことから、この部分につきましては追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 久居、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 新家町岸角_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 413㎡ 外1

筆、合計面積 988㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、472.32㎡、パネルの設置率は、転用面積の47.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 新家町 浜井場_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 611㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、227.12㎡、パネルの設置率は、南側農地への進入路を確保することから、転用面積の37.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 久居、受人 _____ 合同会社 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 久居藤ヶ丘町字西硯石_____、台帳地目 山林、現況地目 田、面積 340㎡ 外1筆、合計面積 1,216㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、先の番号4で許可を受けようとする隣接地との一体的利用により686.4㎡、パネルの設置率は、車両の進入路を確保すること、法面をさけてパネルを設置することから、転用面積の39.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居 藤ヶ丘町字西硯石_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,546㎡ 外1筆、合計面積 2,005㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、686.4㎡、パネルの設置率は、車両の進入路を確保すること、法面をさけてパネルを設置することから、転用面積の34.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 栗葉、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町涼野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 267㎡ 外2筆、合計面積 841㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、260.52㎡、パネルの設置率は、南側の山林の影響を避ける配置とすることから、転用面積の31.0%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町寺平尾_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 862㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、561.12㎡、パネルの設置率は、転用面積の65.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 稲葉町寺平尾_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 733㎡ 外1筆、合計面積 957㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、561.12㎡、パネルの設置率は、転用面積の58.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 栗葉、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町寺平尾_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 469㎡ 外1筆、合計面積 660㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、394.12㎡、パネルの設置率は、転用面積の59.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 栗葉、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 稲葉町北出_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 452㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、354.04㎡、パネルの設置率は、転用面積の78.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 栗葉、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町北出_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 856㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、400.8㎡、パネルの設置率は、転用面積の46.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 栗葉、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町稲葉山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 704㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、467.6㎡、パネルの設置率は、転用面積の66.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居一色町真田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 627㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、167㎡、パネルの設置率は、申請地が不整形地であることから、転用面積の26.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町上出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 218㎡ 外1筆、合計面積 442㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、236.16㎡、パネルの設置率は、転用面積の53.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号20、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町稲葉山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,166㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、601.2㎡、パネルの設置率は、転用面積の51.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号21、地区 栗葉、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 稲葉町寺平尾_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 555㎡ 外3筆、合計面積 1,552㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、604.8㎡、パネルの設置率は、車両の進入路を確保することから、転用面積の39.0%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号22、地区 栗葉、受人 有限会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外2名、申請地 稲葉町寺平尾_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 737㎡ 外2筆、合計面積 1,496㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、601.2㎡、パネルの設置率は、転用面積の40.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号23、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 稲葉町寺平尾_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 456㎡ 外1筆、合計面積 1,084㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、601.2㎡、パネルの設置率は、転用面積の55.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号24、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町寺平尾_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 439㎡ 外1筆、合計面積 1,017㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、601.2㎡、パネルの設置率は、転用面積の59.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号25、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 稲葉町寺平尾 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 191㎡ 外2筆、合計面積 1,380㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、601.2㎡、パネルの設置率は、転用面積の43.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号26、地区 榊原、受人 _____、渡人 _____、申請地 榊原町北浦 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 26㎡ 外2筆、合計面積 729㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を植林用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号27、地区 波瀬、受人 _____ 合同会社 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 一志町波瀬川原出 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 552㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、393.6㎡、パネルの設置率は、転用面積の71.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号28、地区 波瀬、受人 _____ 外1名、渡人 _____、申請地 一志町波瀬大久保 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 482㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号29、地区 川口、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町川口大角 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 206㎡ 外1筆、合計面積 229㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものですが、平成15年頃から同じ目的で使用されており、始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

番号30、地区 竹原、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美杉町竹原井手添 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 466㎡ 外3筆、合計面積 1,644㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、961.92㎡、パネルの設置率は、転用面積の58.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号31、地区 竹原、受人 _____、渡人 _____ 外2名、申請地 美杉町竹原井手添 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 264㎡ 外3筆、合計面積 739㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、480.96㎡、パネルの設置率は、転用面積の65.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号32、地区 竹原、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町竹原見栗 _____、台帳地目 畑、現況地目 原野、面積 15,133㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を飼育牛の採草放牧地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号33、地区 八手俣、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町八手俣脇ヶ野 _____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 489㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を工場用地とするものですが、平成7年頃から同じ目的で使用されており、始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

番号34、地区 八知、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美杉町八知釜淵 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 442㎡ 外1筆、合計面積 1,516㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、474.28㎡、パネルの設置率は、車両の進入路を確保することから、転用面積の31.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は34件、合計面積は43,420㎡、このうち田が9,166㎡、畑が33,914㎡、その他が340㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局

すみません。32番竹原の飼育牛の採草放牧地、これがなぜ5条申請になるのかということで、事務局の方から説明させていただきたいと思っております。

農地を農地として利用していただく場合には、3条の申請をしていただくこととなります。また、採草放牧地を採草放牧地として利用する、これも3条申請していただくこととなります。また、採草放牧地を農地として利用していただく場合も3条申請をしていただくことになるのですが、今回のケー

スですと農地を採草放牧地へ、農地以外の利用目的ということになりますので、実際に農地として使える面積は全体でみると、減少してしまうので、5条の転用申請が必要なものと、農地法の中の解説の中でうたわれております。

このことから今回飼育牛の採草放牧地につきましては、5条の申請を提出いただいたということでございます。

解説の中で、農地から採草放牧地にするという話については、5条転用ということが出ていますので、今回そういったかたちとなりました。その点だけ、ご了承いただきたいと思っております。

議長 はい、ありがとうございます。この件について何か質問ありますか。

片岡委員 採草放牧地への5条転用ということですが、今後、問題がないよう、よろしくご指導を願います。

議長 ありがとうございます。事務局の多数の案件の説明ご苦労様でした。立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いしたいと思っております。1番から10番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。1番の場所は_____の西のところですか。地元推進委員の方と椋下委員、諸戸部会長とで見えてまいりました。2番が_____の東200mぐらいのところですか。3番が_____の入口のすぐ南のところですか。駐車場用地です。4番、8番、9番、10番が場所は_____の中勢バイパスの信号のところの南50mぐらいのところですか。6番が_____の南100mぐらいのところですか。7番が_____北50mぐらいのところですか。これも太陽光です。8番は_____の西です。これも太陽光です。以上です。事務局の説明どおり何ら問題ないと思っております。5番これも交差点50mぐらい東のところですか。

議長 ありがとうございます。11番から26番までお願いします。

椋下委員 7番、椋下でございます。去る3月の6日の日に見てまいりました。まず11番でございますが、諸戸部会長と田口委員と、地元推進委員さんと久居総合支所の職員と私とで確認をさせていただきました。場所は11番が_____の南500mぐらいのところでございます。事務局の説明のとおりで、問題はないかと思っております。

12番でございますが、これも6日の日に諸戸部会長と田口委員、地元推進委員、事務局職員と私とで確認をさせていただきました。これも_____の南100mぐらいのところでございます。事務局の説明のとおりでございます。

13番でございますが、これも6日の日でございます。諸戸部会長と田口委員、地元推進委員、事務局職員と私とで見えてまいりました。場所は_____の南100m。事務局の説明のとおりでございます。

14番でございますが、これも6日の日に諸戸部会長と田口委員、地元推進委員、事務局職員と私とで見えてまいりました。場所は_____の南300mのところでございます。事務局の説明のとおりでございます。問題はないと思っております。

15番でございますが、これも6日の日に諸戸部会長と田口委員、地元推進委員、事務局職員と私とで見えてまいりました。場所は_____のバス停の

北100mぐらいのところでございます。事務局の説明のとおりでございます。

16番でございますが、これも6日の日でございます。諸戸部会長と田口委員、地元推進委員、事務局職員と私とで見えてまいりました。場所は_____バス停の西約150mのところでございます、何ら問題はないと考えます。

17番でございますが、これも6日の日に諸戸部会長と田口委員、地元推進委員、事務局職員と私とで確認をさせていただきました。場所は_____の北50mぐらいのところでございます。事務局の説明のとおりでございます。

18番でございますが、これも6日の日に諸戸部会長と田口委員、地元推進委員、事務局職員と私とで確認をさせていただきました。場所は_____の境でございます。_____の東約300mのところでございます。事務局の説明のとおりでございます。

19番でございますが、これも6日の日に諸戸部会長と田口委員、地元推進委員、事務局職員と私とで確認をさせていただきました。場所は国道165号線の_____東約100mのところでございます。事務局の説明のとおりでございます。

20番でございますが、3月8日の日に守山会長、諸戸部会長、地元推進委員、事務局長他2名と私とで確認をさせていただきました。場所は_____の北約100mのところでございます。事務局の説明のとおりでございます。

21番でございますが、3月8日の日に守山会長、諸戸部会長、地元推進委員、事務局長他2名と私とで確認をさせていただきました。場所は_____の南約300mのところでございます。事務局の説明のとおりでございます。

22番でございますが、3月8日の午後、守山会長、諸戸部会長、地元推進委員、事務局長他2名と私とで確認をさせていただきました。場所は_____の南約300mのところでございます。事務局の説明のとおりでございます。

23番でございますが、3月8日の日に守山会長、諸戸部会長、地元推進委員、事務局長他2名と私とで確認をさせていただきました。場所は_____の南約150mのところでございます、事務局の説明のとおりでございます。

24番でございますが、3月8日の日に守山会長、諸戸部会長、地元推進委員、事務局長他2名と私とで確認をさせていただきました。場所は_____の南約150mのところでございます、事務局の説明のとおりでございます。

25番でございますが、3月8日の日に守山会長、諸戸部会長、地元推進委員、事務局長他2名と私とで確認をさせていただきました。場所は_____南約150mのところでございます、事務局の説明のとおりでございます。何も問題はないと考えます。

26番でございますが、3月6日の日に諸戸部会長、田口委員、地元推進委員、事務局職員と私とで確認をさせていただきました。場所は_____のバス停の西約800mのところでございます、事務局の説明のとおりでございます、何ら問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。27番、28番、お願ひします。

宮本委員 14番、宮本です。8日の日に守山会長、諸戸部会長、地元推進委員立会いのもと確認させていただきました。これは前回も出ておりました隣接地でして、何ら問題ないと思います。28番については何か複雑なんです、人の土地に間違えて家を建てて、地主も家主も両方とも間違っただけだった。もともとの地主が違っていたという変な説明でした。現実には書類上の問題と言っていました。

議長 ありがとうございます。29番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。3月8日の日に西森・中谷両委員と地元推進委員、白山総合支所職員とで確認をしてまいりました。場所は_____の東約80mのところ、受入のお宅の駐車場用地ということで、以前から渡人のところに要請はしておられたようですが、なかなか書類上の手続きをしてもらえなかった、現況はもう駐車場にしてしまったというかたちです。始末書も出ておりますのでよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。30番から34番、お願いします。

結城委員 18番、結城です。30番から34番まで。30と31は場所は同じところですので、説明は一つにさせていただきます。8日の日に会長、部会長、地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。渡人は申請地の管理ができないということで、受入は太陽光発電を設けたいと、設置したいということです。近隣に被害を及ぼすことのない当該地を取得したいということでございます。31番も全く同じところですのでよろしくお願いします。

32番については先ほど事務局が採草放牧地の説明をされたんですが、これも8日の日に現地確認をいたしました。渡人は、申請地で耕作をしていないため、採草放牧地として使用する受入へ譲渡したい。また、周辺の了解もとっており、全てのことが整っているという返事をいただきました。

33番は美杉の事務局と地元推進委員と現地を確認をいたしました。渡人の父親が平成6年7月に賃貸契約を結んでいたが、契約期限が来ておりまして、それで解約せずにそのまま土地を買い受けるということをしていましたので、よろしくお願いします。

34番の八知ですが、8日の日に会長、部会長、地元推進委員と事務局で現地を確認をいたしました。渡人は遠方に移住しているため管理することができない上、継続的に管理をお願いしたいと。受入は会社の経営のため売電をする売電事業の拡大を考えており、再生エネルギーと進入路に利用したいということでございます。よろしくお願いします。以上です。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

守山会長 20年経って申請者が破産したり、いなくなったりすると、その後始末が問題。

議長 業者がどうなるか分らん。

事務局	<p>確かにおっしゃるように、その懸念は非常にあると思う。</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>20ページをお願いいたします。</p> <p>議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。</p> <p>番号1、地区 久居、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 戸木町城山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 677㎡。</p> <p>これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。</p> <p>パネル設置面積は、576㎡、パネルの設置率は、転用面積の85.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号2、地区 栗葉、借人 _____、貸人 _____、申請地 稲葉町上鴻野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 515㎡。</p> <p>これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。</p> <p>パネル設置面積は、265.68㎡、パネルの設置率は、転用面積の51.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上、件数は2件、合計面積は畑で1,192㎡でございます。</p> <p>この案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。</p>
田口委員	<p>6番、田口です。先日8日に見てまいりました。 _____ のすぐ東です。地元推進委員で見てまいりました。あとは諸戸部会長と椋下委員と私と事務局で見てまいりましたが、これも何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。2番、お願いします。</p>

椋下委員 7番、椋下でございます。3月6日の日に諸戸部会長、地元推進委員と久居総合支所職員と私とで確認をしてまいりました。場所は_____の南約300mのところでございます、事務局の説明のとおりでございます。何ら問題はないと考えるので、よろしくご審議願います。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 21ページをお願いいたします。
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 大井、借人 _____、貸人 _____、申請地 一志町井生巡り出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 446㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 高岡、借人 _____ 外1名、貸人 _____、申請地 一志町日置西浦_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 400㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は846㎡、このうち田が400㎡、畑が446㎡でございます。

この案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

宮本委員	14番、宮本です。8日の日に守山会長、片岡委員、地元推進委員、事務局とで確認をしてまいりました。これは_____の自宅の隣で、前の畑になります。親子関係のようです。住宅を建てるということで申請が出たようです。別に問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。
議 長	2番、お願いします。
片岡委員	23番、片岡です。よろしくお願いいたします。3月の8日の日に守山会長、宮本委員、事務局とで立会いをさせていただきました。場所は_____の裏側になります。一等地なんですけれども一般住宅を建てられるということで事務局からの報告のとおりでございますので、どうかご審議の方よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	よろしいか。それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第7号については許可することに決定したいと思います。
	次に別冊でお配りしました議案第8号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。
	資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。
	まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で92,275㎡、畑の賃貸借、使用貸借で8,145㎡、契約件数は37件でございます。
	一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で77,322㎡、畑の賃貸借で1,487㎡、契約件数は61件でございます。
	白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で299,653㎡、契約件数は168件でございます。
	美杉地区につきましては、田の使用貸借で2,233㎡、契約件数は1件でございます。
	以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて471,483㎡、

畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて9, 632㎡、合計契約件数は267件、合計面積は481, 115㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区6件、一志地区で19件、白山地区86件で合計111件、合計面積は297, 196㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で41.6%、面積で61.8%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号58、ほか5件についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

<一時退室>

議長 この6件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。
ただいま、審議をいただきました6件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。入室してください。

<入室>

議長 次に、整理番号64、ほか4件についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

<一時退室>

議長 この5件についていかがでしょうか。

部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。 ただいま、審議をいただきました5件について、ご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。入室してください。 < 入 室 >
議 長	それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。 以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。 これをもちまして、第3回 第2農地部会を閉会します。
午後4時30分	

上記は、第3回第2農地部会の議事を録したものである。

平成31年3月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____